（試験事務規程の認可の申請）

第四十条　指定試験機関は、法第三十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務規程を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第三十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（試験事務規程の記載事項）

第四十一条　法第三十四条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験事務の実施の方法に関する事項

二　受験手数料の収納の方法に関する事項

三　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四　試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第三十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第三十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（事業報告書等の提出）

第四十三条　指定試験機関は、法第三十五条第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表及び財産目録を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

（試験事務に関する帳簿の記載事項等）

第四十四条　法第三十六条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験年月日

二　試験地

三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験及び日本語教員試験の合否の別

四　試験科目ごとの成績

五　基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、基礎試験合格証明書又は合格証書の番号

六　基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、合格年月日

２　法第三十六条の帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験結果の報告）

第四十五条　指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　試験年月日

二　試験地

三　受験申込者の数

四　受験者の数

五　基礎試験及び日本語教員試験に合格した者の数

六　基礎試験及び日本語教員試験の合格年月日

２　前項の報告書には、日本語教員試験に合格した者の合格証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第四十六条　指定試験機関は、法第三十九条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合には、その期間

四　休止し、又は廃止しようとする理由

（指定試験機関の試験事務等の文部科学大臣への引継ぎ）

第四十七条　指定試験機関は、法第三十九条第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止したとき、法第四十条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消されたとき又は法第四十一条第一項の規定により文部科学大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を文部科学大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項

（文部科学大臣の試験事務等の指定試験機関への引継ぎ）

第四十八条　文部科学大臣は、法第四十一条第一項の規定により行っている試験事務を行わないこととする場合には、当該試験事務を終止する日以後において、前条第二号の規定により提出された帳簿及び書類を指定試験機関に返還するものとする。

２　文部科学大臣は、前項に規定する場合又は法第二十八条第一項の規定による指定により自ら行っていた試験事務を行わないこととする場合には、試験事務の実施のために必要な帳簿及び書類を指定試験機関に送付するものとする。

第五節　登録実践研修機関

（登録実践研修機関の登録の申請）

第四十九条　法第四十六条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登録（法第四十五条第一項の登録をいう。以下この節において同じ。）を受けようとする者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類（登録を受けようとする者が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（第六十六条において「独立行政法人等」という。）である場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書

三　実践研修に関する次に掲げる事項を記載した書類

イ　実践研修において実施する科目、各科目の内容及び時間数

ロ　教壇実習を行う教育機関（第五十六条第四号において「教壇実習機関」という。）の概要

ハ　実践研修の指導を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目

ニ　その他文部科学大臣が必要と認める事項

２　法第四十六条第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　研修事務（法第四十五条第一項に規定する研修事務をいう。以下この節において同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

二　研修事務を開始しようとする年月日

（実践研修の時間数）

第五十条　法第四十六条第三項第二号の文部科学省令で定める時間数は、法第二十七第一項に規定する科目の合計で四十五単位時間（第二十八条第五号の教壇実習に関する科目二単位時間以上を含む。）とする。この場合において、一単位時間は四十五分以上とする。